

ねん がつ にち  
2016年3月11日

どくりつぎょうせいほうじんにほんばうえきしんこうきこうきていだいごう  
独立行政法人日本貿易振興機構規程第75号

どくりつぎょうせいほうじんにほんばうえきしんこうきこう しょうがい りゆう きべつ かいしょう すいしん  
独立行政法人日本貿易振興機構における障害を理由とする差別の解消の推進  
かか たいおう かん きてい  
に係る対応に関する規程

もくてき  
(目的)

だいじょう  
第1条 この規程は、しょうがいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律  
だいごういとかほう  
第65号、以下「法」という。）だいじょうだいこう  
第9条第1項にて規定する対応要領として、どくりつぎょうせいほうじん  
にほんばうえきしんこうきこう  
日本貿易振興機構（以下「機構」という。）の役職員等（嘱託員を含む。以下「役職員  
等」という。）が、ほうしゆし  
法の趣旨にのっとり、てきせつ たいおう  
適切に対応するために必要な事項を定めること  
もくてき  
を目的とする。

ふとう きべつできとりあつか きんし  
(不当な差別的取扱いの禁止)

だいじょう  
第2条 役職員等は、ほうだい じょうだい こう きてい  
法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、  
しょうがい しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい へつたつしょうがい みく  
障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害  
をいう。以下同じ。）を理由として、しょうがいしゃ しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき  
障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常  
せいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいぜん う じょうたい  
生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な  
きべつできとりあつか  
差別的取扱いをすることにより、しょうがいしゃ けんりりえき しんがい  
障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、  
やくしよくいんとう べつし きだ りゅういじこう りゅうたい  
役職員等は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

なお、べつしちゅう のぞ ききい ないよう  
別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、  
ほう はん ほんだん しょうがいしゃ しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき じょうきよ  
法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を  
ふみまえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する（次条において同じ）。

ごうりてきはいりよ ていきよう  
(合理的配慮の提供)

だいじょう  
第3条 役職員等は、ほうだい じょうだい こう きてい  
法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、  
しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき じょうきよ ひつよう  
障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合にお  
いて、その実施に伴う負担が過重でないときは、しょうがいしゃ けんりりえき しんがい  
障害者の権利利益を侵害することとな  
らないう、とうがいしょうがいしゃ せいべつ ねんれいおよ しょうがい じょうたい おう  
当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の  
じつし ひつよう  
実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければ  
ならない。これに当たり、やくしよくいんとう べつし きだ りゅういじこう りゅうたい  
役職員等は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

かんとくしゃ せきむ  
(監督者の責務)

だいじょう  
第4条 役職員等のうち、かちとうそうとうしよくいじょう ちい もの い か かんとくしゃ  
課長相当職以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、  
ぜん じょう かか じこう かん しょうがい りゆう  
前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に  
かか じこう じつし  
掲げる事項を実施しなければならない。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する役職員等の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
  - 二 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
  - 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する役職員等に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

#### (服務上の措置)

第5条 役職員等に、この規程に違反する行為があったと認められる場合において、役職員等は、その違反の程度に応じ、懲戒処分その他必要な措置に付されることがある。

#### (相談体制の整備)

- 第6条 機構に、その役職員等による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、次に掲げる相談窓口を別表のとおり指名する。
- 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
  - 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。
  - 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

#### (研修・啓発)

- 第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、役職員等に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。
- 2 新たに役職員等となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった役職員等に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。
  - 3 役職員等に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図る。

みそく  
附則

この規程は、平成<sup>へいせい</sup>28<sup>ねん</sup>年4<sup>がつ</sup>月1<sup>にち</sup>日から施行<sup>しこう</sup>する。

べつびょう  
別表

|                             |                                   |
|-----------------------------|-----------------------------------|
| ほんぶ おおさかほんぶ<br>本部、大阪本部      | そうむぶ そうむか<br>総務部総務課               |
| あじあ けいざいけんきゅうじょ<br>アジア経済研究所 | けんきゅうきかく ぶけんきゅうきかくか<br>研究企画部研究企画課 |
| ぼうえきじょうほう<br>貿易情報センター       | そうむぶ そうむか<br>総務部総務課               |

べっし  
別紙

どくりつぎょうせいほうじんにほん ほうえきしんこうきこう しょうがい りゆう さべつ かいしょう  
独立行政法人日本貿易振興機構における障害を理由とする差別の解消の

すいしん かん たいおうようりょう かか りゆういじこう  
推進に関する対応要領に係る留意事項

だい ふとう さべつてきとりあつか きほんてき かんが かつ  
第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ほう しょうがいしゃ たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ざい かくしゅ  
法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種

きかい ていきょう きよひ また ていきょう あ ばしょ じかんたい せいげん しょうがいしゃ  
機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者で

もの たい ふ じょうけん つ しょうがいしゃ けんりりえき しんがい  
ない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害す

きんし  
ることを禁止している。

しょうがいしゃ じじつじょう びょうどう そくしん また たっせい ひつよう とくべつ そち  
ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置

ふとう さべつてきとりあつか しょうがいしゃ しょうがいしゃ もの くら ゆうぐう  
は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇

とりあつか せつきよくてきかいぜん そち ほう きてい しょうがいしゃ たい ごうりてきはいりよ  
する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮

ていきょう しょうがいしゃ もの こと とりあつか ごうりてきはいりよ ていきょうとう  
の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために

ひつよう はんい はいりよ しょうがいしゃ しょうがい じょうきょうとう かくにん  
必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認すること

ふとう さべつてきとりあつか あ  
は、不当な差別的取扱いには当たらない。

ふとう さべつてきとりあつか せいとう りゆう しょうがいしゃ もんだい じむ  
このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務

また じぎょう ほんしつてき かんけい しじじょう おな しょうがいしゃ もの ふり あつか  
又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱

てん りゆうい ひつよう  
ことである点に留意する必要がある。

だい せいとう りゆう ほんだん してん  
第2 正当な理由の判断の視点

せいとう りゆう そうとう しょうがいしゃ たい しょうがい りゆう ざい  
正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや

かくしゅ きかい ていきょう きよひ とりあつか きゃくかんでき み せいとう もくてき した  
各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に

おこな もくてき て え い ばあい きこう  
行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。機構にお

せいとう りゆう そうとう いな ぐたいてき けんとう せいとう りゆう  
いては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を

かくだいかいしゃく ほう しゅし そこ こべつ じあん しょうがいしゃ だいさんしゃ  
拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者

けんりりえき れい あんぜん かくほ ざいさん ほんぜん そんがいはっせい ぼうしどう およ きこう じ むまた じぎょう  
の権利利益(例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等)及び機構の事務又は事業

もくてき ないよう きとう い じとう かんてん かんが ぐたいてきばめん じょうきょう おう そうごうてき  
の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・

きゃくかんでき ほんだん ひつよう  
客観的に判断することが必要である。

やくしよくいんとう せいとう りゆう ほんだん ばあい しょうがいしゃ りゆう せつめい  
役職員等は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明す

りかい え つと のぞ  
るものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

だい ふとう さべつてきとりあつか ぐたいれい  
第3 不当な差別的取扱いの具体例

ふとう さべつてきとりあつか あ う ぐたいれい い か だい しめ  
不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したと

ふとう さべつてきとりあつか そうとう いな こべつ じあん ほんだん  
おり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断される

い か きさい ぐたいれい せいとう りゆう ほんざい  
こととなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないこ

ぜんてい れいじ きさい ぐたいれい  
とを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例

かぎ りゆうい ひつよう  
だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

ふとう さべつてきとりあつか あ う ぐたいれい  
(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- しょうがい りゆう まどぐちたいおう きよひ  
障 害 を理由に窓口対応を拒否する。
- しょうがい りゆう たいおう じゅんじょ あとまわ  
障 害 を理由に対応の順序を後回しにする。
- しょうがい りゆう しょめん こうふ しりょう そうふ ていきょうとう こぼ  
障 害 を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提 供 等を拒む。
- しょうがい りゆう せつめいかい どう しゅつせき こぼ  
障 害 を理由に説明会、シンポジウム等への出 席 を拒む。
- じ む じぎょう すいこうじょう とく ひつよう しょうがい りゆう らいほう  
事 務 ・ 事 業 の 遂 行 上、特に必要ではないにもかかわらず、障 害 を理由に、来 訪 の  
さい つ そ しゃ どうこう もと じょうけん つ とく ししょう  
際 につき添い者の同行を求めるなどの条 件 を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、  
つきそ しゃ どうこう こぼ  
ら ず、付添い者の同行を拒んだりする。

だい ごうりてきはいりよ きほんてき かんが かつ  
第 4 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 しょうがいしゃ けんり かんするじょうやく い か けんりじょうやく だい じょう ごうりてき  
障 害 者 の 権 利 に 関 す る 条 約 (以下「権利条 約」という。) 第 2 条 において、「合理的  
はいりよ しょうがいしゃ ほか もの びょうどう きそ すべ じんけんおよ きほんてきじゆう  
配 慮」は、「障 害 者 が 他 の 者 と の 平 等 を 基 礎 と し て 全 て の 人 権 及 び 基 本 的 自 由 を  
きょうゆう また こうし かくほ ひつよう てきとう へんこうおよ ちょうせい  
享 有 し、又は行使することを確保するための必要かつ適 当 な 変 更 及 び 調 整 であって、  
とくてい ばあい ひつよう きんこう しつ また か ど ふたん  
特 定 の 場 合 に お いて 必 要 と さ れ る も の で あ り、かつ、均 衡 を 失 した 又 は 過 度 の 負 担 を  
か ていぎ  
課 さ ない も の」と 定 義 さ れ て い る。

ほう けんりじょうやく ごうりてきはいりよ ていぎ ふ ぎょうせいきかんとう たい じ む  
法 は、権 利 条 約 に お ける 合 理 的 配 慮 の 定 義 を 踏 ま え、行 政 機 関 等 に 対 し、そ の 事 務

また じぎょう おこな あ ここ ばめん しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき じょきよ  
又 は 事 業 を 行 う に 当 たり、個 々 の 場 面 に お いて、障 害 者 から 現 に 社 会 的 障 壁 の 除 去

ひつよう むね いし ひょうめい ばあい じっし ともな ふたん かじゅう  
を 必 要 と し て い る 旨 の 意 思 の 表 明 が あ っ た 場 合 に お いて、そ の 実 施 に 伴 う 負 担 が 過 重

でないときは、<sup>しょうがいしゃ けんりりえき しんがい</sup>障害者の権利利益を侵害することとならないよう、<sup>しゃかいてきしょうへき</sup>社会的障壁の

<sup>じょきよ じっし</sup>除去の実施について、<sup>ごうりてきはいりよ おこな</sup>合理的配慮を行うことを求めている。<sup>ごうりてきはいりよ しょうがいしゃ</sup>合理的配慮は、障害者が

<sup>う せいげん しょうがい きいん</sup>受ける制限は、<sup>しゃかい</sup>障害のみに起因するものではなく、<sup>さまざま しょうへき</sup>社会における様々な障壁と

<sup>あいたい</sup>相対することによって<sup>しょう</sup>生ずるものとのいわゆる「<sup>しゃかい</sup>社会モデル」の<sup>かんが かつ ふ</sup>考え方を踏まえたも

のであり、<sup>しょうがいしゃ けんりりえき しんがい</sup>障害者の権利利益を侵害することとならないよう、<sup>しょうがいしゃ ここ ばめん</sup>障害者が個々の場面に

<sup>ひつよう</sup>において必要としている<sup>しゃかいてきしょうへき じょきよ</sup>社会的障壁を除去するための<sup>ひつよう ごうりてき とりくみ</sup>必要かつ合理的な取組であり、

<sup>じっし ともな ふたん かじゅう</sup>その実施に伴う負担が過重でないものである。

<sup>ごうりてきはいりよ きこう じ むまた じぎょう もくてき ないよう きのう て</sup>合理的配慮は、<sup>ひつよう はんい</sup>機構の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲

<sup>ほんらい ぎょうむ ふずい かぎ</sup>で本来の業務に付随するものに限られること、<sup>しょうがいしゃ もの ひかく</sup>障害者でない者との比較において

<sup>どうとう きかい ていきょう う</sup>同等の機会の提供を受けるためのものであること、<sup>じ むまた じぎょう もくてき ないよう きのう</sup>事務又は事業の目的・内容・機能

<sup>ほんしつてき へんこう およ りゅうい ひつよう</sup>の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 <sup>ごうりてきはいりよ しょうがい とくせい しゃかいてきしょうへき じょきよ もと ぐたいてきばめん</sup>合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる<sup>じょきよ</sup>具体的場面や

<sup>じょうきょう おう こと たよう こべつせい たか</sup>状況に応じて異なり、<sup>とうがいしょうがいしゃ げん</sup>多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に

<sup>お じょうきょう ふ しゃかいてきしょうへき じょきよ しゅだんおよ ほうほう</sup>置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、

<sup>だい かじゅう ふたん きほんてき かんが かつ かか ようそ こうりよ だいたい そち せんたく</sup>「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も

<sup>ふく そうほう けんせつてきたいわ そうごりかい つう ひつよう とうりてき はんい じゅうなん</sup>含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に

<sup>たいおう</sup>対応がなされるものである。さらに、<sup>ごうりてきはいりよ ないよう ぎじゅつ しんてん しゃかいじょうせい</sup>合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢

<sup>へんかとう おう か う とうりてきはいりよ ていきょう あ しょうがいしゃ</sup>の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の

せいべつ ねんれい じょうたいとう はいりよ  
性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

ごうりてきはいりよ ひつよう しょうがいしゃ たすう み こ ばあい しょうがいしゃ かんけいせい  
なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性

ちょうき ばあいとう つど ごうりてきはいりよ べつ こうじゆつ かんきょう せいび  
が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境の整備

こうりよ い ちゅう ちょうきてき さくげん こうりつか てん じゅうよう  
を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要  
である。

3 い し ひょうめい あ ぐたいてきばめん しゃかいてきしょうへき じょきよ かん はいりよ  
意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮

ひつよう じょうきょう げんご しゅわ ふく てんじ かくだいも じ  
を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、

ひつだん じつぶつ ていじ みぶ どう あいず しょうかく い しでんたつ しょうがいしゃ  
筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者

たにん はか さい ひつよう しゅだん しゅわつうやく ようやくひつきどう つうやく  
が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（手話通訳・要約筆記等、通訳を

かい ふく つた  
介するものを含む。）により伝えられる。

しょうがいしゃ い し ひょうめい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はつたつしょうがい  
また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を

ふく どう ほんにん い し ひょうめい こんなん ばあい しょうがいしゃ かぞく しえんしゃ かいじょしゃ  
含む。）等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、

ほうていだりじんとう しえん もの ほんにん ほさ おこな い し ひょうめい  
法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明

ふく  
も含む。

い し ひょうめい こんなん しょうがいしゃ かぞく しえんしゃ かいじょしゃ ほうていだりじんとう  
なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を

ともな ばあい い し ひょうめい ばあい どうがいしょうがいしゃ しゃかいてき  
伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的

しょうへき じょきよ ひつよう めいはく ばあい ほう しゅし かんが どうがい  
障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該

しょうがいしゃ たいしててきせつ おも はいりよ ていあん けんせつてきたいわ はたら  
障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、



自主的な取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物の

バリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の

整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置

である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容

は異なることとなる。また、障害の状況等が変化することもあるため、特に、障害者

との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直し

を行うことが重要である。

5 機構がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、

提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を

受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供に

ついて盛り込むよう努める。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに拡大解釈するなどして法の趣旨を

損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的な場面や状況に応じて

総合的・客観的に判断することが必要である。

役員等は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明す

るものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度

## 第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ

個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提と

していること、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに

限られるものではないことに留意する必要がある。

（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例）

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく教える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、

ぜんご さゆう きょり いちど しょうがいしゃ きぼう き  
前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。

- しょうがい とくせい ひんばん りせき ひつよう ばあい かいじょう ざせき いち とびらふきん  
障害の特性により、頻りに離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。

- ひろう かん しょうがいしゃ べっしつ きゅうけい もう で さい べっしつ かくほ  
疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が

こんなん どうがいしょうがいしゃ じじょう せつめい たいおうまどぐち ちか ながいす  
困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を

いどう りんじ きゅうけい もう  
移動させて臨時の休憩スペースを設ける。

- ふずいいうんどうとう しょういとう お むずか しょうがいしゃ たい やくしょくいんとう  
不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、役職員等が

しょうい お どう こていきぐ ていきょう  
書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

- さいがい じ こ はっせい さい かんないほうそう ひなんじょうほうとう きんきゅうじょうほう き  
災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが

むずか ちょうかくしょうがいしゃ たい てが どうもち わ あんない ゆうどう  
難しい聴覚障害者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導

はか  
を図る。

ごうりてきはいりょ あ う いしそつう はいりょ ぐたいれい  
(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- ひつだん よ あ しゅわ てんじ かくだいもじ てが もじ て もじ か つた  
筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、手書き文字(手のひらに文字を書いて伝える

ほうほう どう しゅだん もち  
方法)等のコミュニケーション手段を用いる。

- かいぎしりょうとう てんじ かくだいもじとう さくせい さい おのおの ばいたいかん  
会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ

ばんごうとう こと う りゅうい しょう  
番号等が異なり得ることに留意して使用する。

- しかくしょうがい いいん かいぎしりょうとう じぜんそうふ さい よ あ たいおう  
視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できる

でんし けいしき ていきょう  
よう電子データ(テキスト形式)で提供する。

- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- 障害者から申出があった際に、2つ以上のことを同時に説明することは避け、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。
- また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- また、紙等を書いて伝達したり、書面を示す場合には、ルビを付与した文字を用いたり、極力平仮名を用いたり、分かち書き（文を書くとき、語と語の間に空白を置く書き方）を行ったりする。
- パニック状態になったときは、刺激しないように、また危険がないように配慮し、周りの人にも理解を求めながら、落ち着くまでしばらく見守る。また、パニック状態の障害者へ落ち着ける場所を提供する。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がける

はいりよ おこな  
などの配慮を行う。

- かいぎ しんこう あ いいん しょうがい とくせい あ おこな とう かのう  
会議の進行に当たっては、委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な

はんい はいりよ おこな  
範囲での配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- じゅんばん ま にがて しょうがいしゃ たい じゅんばん おし しゅうい もの りかい え  
順番を待つことが苦手な障害者に対し、順番を教えたり、周囲の者の理解を得た

うえ てつづ じゅん い か  
上で、手続き順を入れ替えたりする。

- た れつ なら じゅんばん ま ばあい しゅうい もの りかい え うえ とうがい  
立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該

しょうがいしゃ じゅんばん く べっしつ せき ようい  
障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。

- しゅわつうやくしゃ ばんしょう み ちか せき かくほ  
スクリーン、手話通訳者、や板書等がよく見えるように、それらに近い席を確保する。

- にゅうかん じ つうか こんなん ばあい べつ にゅうかん  
入館時に IC カードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を

みと  
認める。

- たにん せつしよく おおにんずう なか きんちょうとう ほっさとう ばあい  
他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、

とうがいしょうがいしゃ せつめい うえ しょうがいしゃ とくせい しせつ じょうきょう おう べっしつ じゅんぴ  
当該障害者に説明の上、障害者の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。

- ひこうひょうまた みこうひょうじょうほう あつか かいぎとう じょうほうかんり かか たんぼ え  
非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られる

ぜんてい しょうがい いいん りかい えんじょ ものおよ しえん  
ことを前提に、障害のある委員の理解を援助する者及びコミュニケーションを支援

もの しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃとう どうせき みと  
する者（手話通訳者・要約筆記者等）の同席を認める。